

第8回「大ツキ軽トラ市」出店者募集要項

1. 開催日時

平成30年10月20日（土）10時00分～14時00分（雨天決行）

国道20号の交通規制は、9時00分～15時00分

2. 開催場所

国道20号大月駅前交差点～大月市役所前の区間（軽トラック等出店区間）

3. 内容・目的

①「大ツキ軽トラ市」（以下「軽トラ市」という。）とは、国道20号における大月駅前交差点から大月市役所前までの約350m区間を歩行者天国にし、軽トラックの模擬店による市場（いちば）イベントのことです。

②軽トラックで出店される商品は、野菜・果物・加工食品・工芸品等、大月ならではの地域資源を生かしたものとします。

これら商品の販売活動を通じて、近隣住民と地域出店者との交流による、中心市街地の賑わいを創出することを目的とします。

③軽トラ市は、「大月市賑わいづくり」の一環として実施されます。

また、地域活性化に関わる事業評価も行ない、継続実施を行うための参考としたい。

4. 出店者条件・出店料

下記条件すべてに該当する方が出店可能となります。

①出店者は、原則、大月市内に居住または事業所を構えている方に限ります。

ただし、個人・事業者・法人等の形態は問いません。

②提供する商品・サービスについては、大きな制約はありません。

ただし、大月地域にゆかりがあってオリジナリティのある商品・サービスの提供を推奨します。また、大ツキ商品（※）を一品以上企画出品することが望ましいです。

※大ツキ商品とは、「大きなツキを呼ぶ商品」のことで、「使うと良いことが起きそう」、「幸せな気持ちになる」等の演出と工夫が施されている商品やサービスのことで、

③出店料は、市内2,000円・市外4,000円で事前にお支払いを完了している必要があります。（道路使用許可申請手数料として別途2,300円が必要です。）

④原則、軽トラック・ワゴン車を各自で手配して出店できる方に限ります。

⑤飲食関連の販売については、イベント等での臨時営業許可証や移動食品の営業許可証を取得されている方に限ります。申込書と一緒に許可証等の写しを併せて提出してください。

⑥開催1週間前の10月12日（金）17時までのキャンセルについては、出店料の返金に対応します。それ以降については、返金できませんのでご了承ください。

なお、道路使用許可申請手数料2,300円については、申込み締め切り後、警察への申請時に支払いますので、返金できない場合があります。

5. 募集台数

軽トラック 57台 (最大)

6. 申し込み期間

- ①申し込み期間は平成30年9月13日(木)までとします。
- ②応募者多数の場合は、先着順とします。

7. 申し込み方法

「出店申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・電子メールで申し込んでください。

8. 留意事項

- ①軽トラ市当日における出店の開始や終了などは、主催者の指示に従ってください。
- ②出店場所は、主催者が指定します。
- ③軽トラ市終了後、売上・販売量・客数などに関わる「実績報告書」を提出していただきますので、あらかじめご承知おきください。
- ④食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許可等は、出店者ご自身で対応をお願いします。
- ⑤電気・ガス等の供給は、出店者ご自身で手配をお願いします。
- ⑥出店に関する事故・トラブル等については、主催者は一切責任を負いかねますので、出店者側でご対応をお願いします。
- ⑦お客様からのクレーム等が発生した場合、これに対する改善のご依頼を申し上げることがあります。その際には、ご対応のほどよろしくをお願いします。
- ⑧火器を使用する場合、出店者は必ず消火器を設置してください。
- ⑨軽トラ市当日は、14時00分までに販売を終了し、14時30分までに撤去準備を完了し、周囲の清掃を行うこと。
- ⑩決められた区画を順守し、近隣区画の迷惑にならないよう留意すること。

9. 主催者・問い合わせ先等

主催者 BMCプロジェクト大ツキ軽トラ市実行委員会

【問い合わせ先】

大月商店街協同組合内実行委員会

電話 0554-22-0444

FAX 0554-22-0448

E:meil otuki-ss@beach.ocn.ne.jp

事務局補助

大月市産業建設部産業観光課産業振興担当

電話 0554-20-1857

FAX 0554-20-1533

E:meil sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp